平成24年7月23日

各　位

会　社　名　ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　西岡 孝
（JASDAQ・コード1400）
本社所在地　東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
問合せ先　取締役管理部門管掌兼管理本部長兼
経営企画室長　佐々木 悟
（電 話 ： 03-5332-5374）

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 19 日付の「当社元代表取締役および日本メディカルケア社（当時ＡＩＦＧ社）に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました訴訟の提起の判決が、本日、言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１　訴訟の原因及び判決に至った経緯

当社は、平成 23 年 4 月 19 日付の「当社元代表取締役および日本メディカルケア社（当時ＡＩＦＧ社）に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成 20 年 5 月 28 日に当社の元代表取締役福岡浩二氏（当時、取締役）により日本メディカルケア株式会社（当時ＡＩＦＧ株式会社）に出金された２億円につきまして、当社の正式な手続きを経ていない出金であり、実体的な取引関係がないにもかかわらず、当社の再三にわたる返還請求に応じないため、福岡浩二氏および日本メディカルケア株式会社に対し、２億円の返還を求めて、損害賠償等請求訴訟を提起し、元代表取締役福岡浩二氏に対する判決を言い渡されたものです。なお、日本メディカルケア株式会社においては平成 23 年 9 月 15 日付の「訴訟の判決に関するお知らせ」および平成 23 年 10 月 27 日付「訴訟の判決の確定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の主張が全面的に認められ勝訴し、確定しております。

２　当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所　　平成２４年７月２３日

３．当該訴訟を提起した者（原告）

ルーデン・ホールディングス株式会社（当社）

４．当該訴訟を提起した相手（被告）

福岡　浩二（元当社代表取締役　当時は取締役　平成20年8月8日解任）

５．判決の内容

①被告は、原告に対し、２億円及びこれに対する平成 23 年 4 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

②訴訟費用は被告の負担とする。

③この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

今後の見通し

本件については当社としての対応を顧問弁護士等と協議しております。よって、業績に対する影響については現時点では未定でありますが、確定次第おしらせいたします。

以　上